

(設置)

第1条 宿泊研修、団体生活等を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、スポーツ、地域交流及び国際交流を推進する拠点とするため、大田区青少年交流センター（以下「青少年センター」という。）を大田区平和島四丁目2番15号に設置する。

(使用者の範囲)

第2条 青少年センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用できる者は、次に掲げる団体であって、その構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区内居住者等」という。）である5名以上の団体とする。

- (1) 青少年健全育成の活動を行う団体
- (2) スポーツに関する活動を行う団体
- (3) 地域交流又は国際交流の活動を行う団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則に定める団体

2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、施設等を前項各号に掲げる者以外の者に使用させることができる。

(使用)

第3条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 区長は、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる者を当該各号列記の順序により施設等を優先して使用させることができる。
- 4 区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用するときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。

(使用の制限)

第4条 施設等は、同一団体が引き続き3泊4日を超えて使用することができない。ただし、区長は、施設等の使用状況によって宿泊日数を延長することができる。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。
 - (1) 営利を目的とする行為があると認めるとき。
 - (2) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (3) 管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が使用を適当でないとき。

(使用の変更及び取消し)

第5条 第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
 - (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

(使用料等)

第6条 施設等の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。
- 3 第1項の使用料及び前項の実費は、区が使用する場合は徴収しない。
- 4 使用者は、第1項の使用料及び第2項の実費を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項の使用料は、区長が特に必要と認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(設備の変更制限)

第8条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入所の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、青少年センターへの入所を断り、又は退所させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) 青少年センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、青少年センターの管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により青少年センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第3条（第4項を除く。）、第4条、第5条、第8条及び第10条の規定中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定手続)

第14条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
 - (2) 青少年センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
 - (3) 青少年センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- 2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
 - 3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は青少年センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則その他区長が定める基準に従い、青少年センターの管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成31年4月規則第38号で、同31年10月21日から施行)

2 第14条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第6条関係）

1 宿泊を伴う場合

ア 宿泊室（1人1泊当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
和室	中学生以下	480円	660円	1,400円
	高校生	500円	720円	1,600円
	成人	580円	860円	2,000円
洋室	中学生以下	980円	1,700円	2,400円
	高校生	1,100円	1,900円	2,600円
	成人	1,300円	2,400円	3,400円
指導者室	成人	920円	1,500円	2,100円

備考

- (1) 青少年とは、第2条第1項第1号の団体を、一般とは、同項第2号から第4号までの団体を、区外とは、同項各号に掲げる団体であって、その構成員のうち区内居住者等が半数未満である5名以上の団体をいう。
- (2) 中学生以下とは、5歳から中学生に相当する年齢までの者を、高校生とは、高校生に相当する年齢の者を、成人とは、高校生を除く19歳以上の者をいう。
- (3) 宿泊をする者は、宿泊する最初の日の午後1時から入所できるものとし、退所する日の午後0時30分までに退所するものとする。
- (4) 使用時間は、宿泊する最初の日の午後1時から退所の日午前10時までとする。
- (5) 第2条第2項の規定により洋室を使用する場合の使用時間は、宿泊する最初の日の午後3時から退所の日午前10時までとする。

(6) 前号の規定により使用する場合の使用料は、1人1泊当たり6,600円を上限として、区長が別に定める。ただし、1名で1室を使用する場合は、当該別に定める額の5割増相当額とする。

イ 研修室、調理室及び体育室（1室当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第1研修室	午前	1,600円	3,100円	4,700円
	午後	2,100円	4,200円	6,300円
	夜間	2,100円	4,200円	6,300円
第2研修室	午前	780円	1,600円	2,300円
	午後	1,000円	2,100円	3,100円
	夜間	1,000円	2,100円	3,100円
調理室	朝	1,000円	2,100円	3,100円
	昼	1,000円	2,100円	3,100円
	夜	1,000円	2,100円	3,100円
体育室	午前	1,600円	3,200円	4,800円
	午後A	1,300円	2,700円	4,000円
	午後B	1,300円	2,700円	4,000円
	夜間	1,600円	3,200円	4,800円

備考

- (1) 青少年とは、第2条第1項第1号の団体を、一般とは、同項第2号から第4号までの団体を、区外とは、同項各号に掲げる団体であつて、その構成員のうち区内居住者等が半数未満である5名以上の団体をいう。
- (2) 研修室の午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
- (3) 調理室の朝とは、午前5時から午前9時まで、昼とは、午前10時から午後2時まで、夜とは、午後4時から午後8時までとする。
- (4) 体育室の午前とは、午前9時から正午まで、午後Aとは、午後1時から午後3時30分まで、午後Bとは、午後4時から午後6時30分まで、夜間とは、午後7時から午後10時までとする。
- (5) 2区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（研修室においては正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間、調理室においては午前9時から午前10時まで及び午後2時から午後4時までの時間、体育室においては正午から午後1時まで、午後3時30分から午後4時まで及び午後6時30分から午後7時までの時間とする。）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る使用料は、徴収しない。
- (6) 第1研修室は、2分して使用することができる。この場合において、使用料は、本表使用料の5割相当額とする。
- (7) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 宿泊を伴わない場合（1室当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第1和室	午前	980円	2,000円	2,900円
第2和室	午後	1,300円	2,600円	3,900円
	夜間	1,300円	2,600円	3,900円
第3和室	午前	600円	1,200円	1,800円
	午後	820円	1,600円	2,400円

	夜間	820円	1,600円	2,400円
第4和室	午前	480円	940円	1,400円
第5和室	午後	620円	1,300円	1,900円
	夜間	620円	1,300円	1,900円
第6和室	午前	380円	760円	1,100円
第7和室	午後	500円	1,000円	1,500円
	夜間	500円	1,000円	1,500円
第1研修室	午前	1,600円	3,100円	4,700円
	午後	2,100円	4,200円	6,300円
	夜間	2,100円	4,200円	6,300円
第2研修室	午前	780円	1,600円	2,300円
	午後	1,000円	2,100円	3,100円
	夜間	1,000円	2,100円	3,100円
調理室	昼	1,000円	2,100円	3,100円
	夜	1,000円	2,100円	3,100円
体育室	午前	1,600円	3,200円	4,800円
	午後A	1,300円	2,700円	4,000円
	午後B	1,300円	2,700円	4,000円
	夜間	1,600円	3,200円	4,800円

備考

- (1) 青少年とは、第2条第1項第1号の団体を、一般とは、同項第2号から第4号までの団体を、区外とは、同項各号に掲げる団体であって、その構成員のうち区内居住者等が半数未満である5名以上の団体をいう。
- (2) 和室及び研修室の午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
- (3) 調理室の昼とは、午前10時から午後2時まで、夜とは、午後4時から午後8時までとする。
- (4) 体育室の午前とは、午前9時から正午まで、午後Aとは、午後1時から午後3時30分まで、午後Bとは、午後4時から午後6時30分まで、夜間とは、午後7時から午後10時までとする。
- (5) 2区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（和室及び研修室においては正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間、調理室においては午後2時から午後4時までの時間、体育室においては正午から午後1時まで、午後3時30分から午後4時まで及び午後6時30分から午後7時までの時間とする。）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る使用料は、徴収しない。
- (6) 第1研修室は、2分して使用することができる。この場合において、使用料は、本表使用料の5割相当額とする。
- (7) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 その他

施設名	使用料
シャワー室	1回（5分以内）につき100円